

審議事項（４）

主なコメントの概要とそれらに対する対応案

- 以下は、主なコメントの概要です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
総論		
	公開草案では、信託に係るこれまでの基本的会計処理が整理され、また、新信託法による新たな種類の信託等についての会計処理が明らかにされており、今後の実務に有用と考えられる。また、実務対応上の合理性の観点及び信託事務処理の適正性の観点について、受託者の立場から見たとき、大きな違和感はなく歓迎する。	N/A
	信託に係るこれまでの基本的な会計処理の整理、新信託法による新たな種類の信託等についての会計処理の整理が目的であるため、各取引に具体的な会計処理を当てはめるに際しては、現状において実態に即して適切に行なわれているものであれば、現状の実務に変更を求めるとは考えられないと理解してよいか。	実態に即して適切に行なわれているものであれば、現状の実務に変更を求めるとは考えられないものと考えられる。
Q1 委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託		
運用目的以外の金銭の信託の会計処理	Q1 の A2 において、期末時の会計処理では委託者兼当初受益者が単数である金銭の信託は、信託財産の保有目的により運用目的、満期保有目的、その他に区分することができるとうえで、運用目的の金銭の信託についての会計処理のみを明らかにしているが、運用目的以外の金銭の信託についての会計処理も明示してはどうか。	ここでは、基本的な会計処理を整理しており、運用目的以外の金銭の信託についての会計処理は、金融商品実務指針 98 項及び 289 項参照のこと。
金銭信託を介して子会社株式等を取得する場合の取扱いについて	委託者兼当初受益者が単数の場合の金銭信託については、信託自身及び信託を介して投資する有価証券の連結範囲に関する考え方が示されていない。金銭信託を介して議決権の過半数を超える有価証券に投資するようなケースも考えられることから、そのような場合の連結範囲の考え方についても加筆してはどうか。	事業の信託との関連で検討する。
Q2 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託		

審議事項（４）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
連結範囲の考え方	<p>Q2 のA3(1)において、受益者が複数である金銭の信託における、子会社・関連会社の範囲に関する考え方が記載されているが、基本的に有価証券投資を前提とした考え方が示されているように思われる。しかし、当該ケースだけでなく、金銭信託自体が資金調達を行い、事業資産に投資して運用するケース等も考えられるのではないかと。このようなケースがあった場合の連結範囲の考え方についても追加記載してはどうか。</p>	<p>事業資産に投資するケースも含めて記載されている（例えば、公開草案脚注 5 参照）。</p>
	<p>Q2 のA3(1)において、すべての受益者の一致により意思決定が行われる信託の取扱いが記載されているが、当該状況は、匿名組合において、匿名組合契約の変更については、他の匿名組合員の同意を必要とするケースと同様とも思われる。ここで、匿名組合の場合は実務対応報告 20 号注 5 において、「営業者が匿名組合員の緊密な者と認められ、かつ、匿名組合員が当該匿名組合を支配している一定の事実が認められる場合」に連結子会社として取り扱われるが、信託の場合はこのような記載が無く、整合性が取れていないように思われる。信託の場合も同様に考えると、特定の受益権者が過半数の出資（または投資）を行っており、極少数の受益権のみを他人が保有している場合等は、少数受益権者が当該過半数の出資（または投資）を行っている特定受益権者の緊密な者と認められる場合も考えられると思われる。このため、このような場合における連結範囲判定の考え方についても加筆してはどうか。</p>	<p>Q2 のA3(1)においても、自己以外のすべての受益者が緊密な者であり、かつ、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い— 3(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する受益者が、連結するものと記載されており、整合性は取れていると思われる。</p> <p>なお、他の受益者が特定の受益者の緊密な者と認められるかどうかは、実態に応じて判断されることとなる。</p>

審議事項（４）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>Q2のA3において信託に対する新しい考え方として、信託を「会社に準ずる事業体」として受益者の子会社及び関連会社とみる方が適切な会計処理ができる場合があることを示すとともに、その判定基準を規定している。しかし、このような内容はQ2だけの問題ではなく、信託全体に係る問題であるから独立した項目として記載すべきである。これは、以下の理由による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託は財産管理の制度であるが、新信託法の施行により、その利用は今以上に拡大されることが期待されている。そのような状況を踏まえ、今後の信託に対する会計処理を考える場合、現在すでに法整備がなされ、利用されている特定目的会社や投資事業組合等と並列的に利用されるものと予想される信託に対しても、特別目的会社や投資事業組合に対する会計上の問題に対して、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」及び実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」に準ずる規定の整備が必要であると考え。特に実務対応報告第20号では、支配力基準の適用に対して詳細な規定があり、それと対比した場合、Q2のA3の中で規定されている内容は具体性に欠けるものである。したがって、信託に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱いとして、詳細かつ明確に規定を示す必要がある。 	<p>このままの構成とする。</p> <p>（本公開草案では、「目的」に記載のとおり、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、新信託法による新たな類型の信託等について必要と考えられる会計処理を明らかにするため、これまで多く用いられている分類により、Q1からQ4が構成されている。また、新信託法を受け、信託が受益者の子会社及び関連会社に該当する場合がありますとして、必要な取扱いは記載されていると考えられる。）</p>
<p>脚注6 連結範囲からの除外理由について</p>	<p>連結範囲の考え方について、受益権の時価評価差額を当期の損益として処理している場合には、注6で「運用を目的とする保有であり、財務上又は営業上若しくは事業上の観点からみて、その意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる」と明示しているが、当該表現の場合「運用目的＝連結対象外」の事例とされるように思われる。「金銭の運用を目的とする保有であり、その成果が財務諸表に反映されているため」等、実質的に連結する意義に乏しいという事実を提示する表現にしてはどうか。</p> <p>脚注6の記載内容を見直すとともに、本文中の「受益者が当該信託に係る受益権の時価評価差額を当期の損益として処理している場合を除き、」という記載を削除するか、「受益者が運用を目的として当該信託に係る受益権を保有している場合を除き、」という記載に修正すべきである。</p> <p>会計処理は保有目的に応じて定まるのであり、会計処理を定める前に、当該信託に係る受益権が運用を目的として保有しているのか、あるいは、当該信託が子会社又は関連会社に該当するかどうかを判定する必要がある。</p>	<p>修正を検討する。</p>
<p>脚注7</p>	<p>Q2のA3脚注7において、信託行為における別段の定めにより、当該受益者以外の特定の受</p>	<p>よいと考えられる。</p>

審議事項（４）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>益者や委託者、債権者等の合意を必要とする場合との記載があるが、当該「合意」とは、信託に関する財務及び営業又は事業の方針の決定に該当する事項についての合意ということによいか。</p>	
脚注 7～9	<p>Q2 の A3 脚注 7 から 9 において、信託に関する財務及び営業又は事業の方針の決定に該当する事項との記載があるが、多くの信託は委託者と受託者の契約によって設定され、その契約に、受託者に一定の目的に従い財産の管理処分その他の信託目的の達成のために必要な行為をすべき旨を定めている。特に流動化目的の信託においては、信託財産の管理・処分の方法が信託行為に詳細に定められており、このような信託における「信託に関する財務及び営業又は事業の方針の決定に該当する事項」とは、「信託目的の変更」、「受託者の選任・解任」、「信託の併合・分割」、「目的外の重要な信託財産の処分（＝重要な信託財産の処分に関する信託契約の定めの変更）」や「これらに関する意思決定の定めの変更」その他これらに類似するものが該当すると考えてよいか。</p>	<p>実態に即して判断されるが、基本的には、そのような理解でよいと考えられる。</p>
Q3 委託者兼当初受益者が単数である金銭以外の信託		
委託者兼当初受益者が単数の場合の金外信託の表示	<p>Q3 の A1 では、委託者兼当初受益者が単数の場合の金外信託の表示について、「直接保有する場合と同様の会計処理を行う」として、「信託設定時に、委託者兼当初受益者は、特段の会計処理を要しない。」とある。これに対し、現行実務においては、日本公認会計士協会審理 No. 6 「土地の信託に係る監査上の留意点について」に従い、「投資その他の資産」で「信託土地」等の勘定処理している事例もあると思われる。</p>	<p>修正を検討する。</p>
「受益者」について	<p>「受益者」とは「受益権の保有者」に限定される、つまり、信託を活用した資産流動化スキームで一般的となっている ABL 方式（責任財産限定特約付借入）の貸手については、広義の受益者に含む見解もあるが、受益権自体は保有しない（受益者集会の議決権なし）ので、「受益者」にはカウントしないとの理解でよいか。</p>	<p>貸付者は「受益者」に該当しない。しかし、連結を考えるにあたり、他の受益者が緊密な者又は同意している者に該当する場合はあり得る。</p>

審議事項（４）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
<p>「流動化する場合の留意事項」について</p>	<p>「① 金融資産の信託の流動化において、・・・委託者兼当初受益者が、当該要件を満たし金融資産の消滅を認識した場合には、当該委託者兼当初受益者が当該金融資産の残存部分を有していても、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三で示す特別目的会社にあたることから、当該信託はその子会社には該当しないものと推定される。」と、開示対象特別目的会社にあたりと断定した表現になっているが、脚注10では、「なお、信託を利用して信託財産となる資産を流動化する場合でも、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い一3(1)から(3)（本実務対応報告では、Q2 のA3(1)から(3)が該当する。）のいずれにも該当しないものであり、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三によらず子会社に該当しないとされたものは、当該開示の対象にはならない。」と「子会社」「開示対象特別目的会社」のいずれにも該当しないケースも想定されていることから、修正すべきではないか。</p> <p>（修正例）「・・・当該委託者兼当初受益者が当該金融資産の残存部分を有し、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い一 3(1)から(3)に該当した場合でも、三で示す特別目的会社にあたることが多いと考えられ、この場合には、当該信託はその子会社には該当しないものと推定される。」</p>	<p>（改めて記載するまでもないことから）削除を検討する。</p>
	<p>Q3のA2（流動化する場合の留意事項）②では質的に異なる不動産の信託受益権を譲渡する場合の会計処理について記載されているが、その記載の第2文の内容を見直す必要がある。</p> <p>（理由）</p> <p>Q3の②は、不動産の流動化において譲受人たる信託が子会社に該当するかについての内容と理解するが、その第2文では、「当該委託者兼当初受益者が、当該要件を満たし不動産の売却処理を行った場合には、（途中省略）この場合には、当該信託はその子会社には該当しないものと推定される。」と記載がされている。その第1文で参照されている会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」第12項では、譲受人が子会社である場合は売却処理を認めない規定になっており、これと同様の取扱いとするのであれば、売却処理を行うかどうかを判断する前に、当該信託が子会社に該当するかどうかを判定する必要がある。</p>	<p>（改めて記載するまでもないことから）削除を検討する。</p>
<p>優先受益権</p>	<p>Q3 のA3(2)また書きでは、「金外信託の受益者が優先受益権のみの保有者である場合には、通</p>	<p>修正を検討する。</p>

審議事項（４）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
保有者における子会社・関連会社の範囲の考え方について	常信託に対する債権者と同様であると考えられる」とあるが、これは配当に関する取り決めが固定である等「債権者と同様である場合」にのみ成立するものと思われる。配当条件が信託の収益獲得状況に応じて連動する等、余剰収益が優先受益権者に配当される契約条件となっている場合などは、匿名組合契約における、匿名組合員と営業者の関係に近いもののようにも思われる。このように、配当条件等により「債権者と同様でない場合」の取扱いについても、加筆説明してはどうか。	
流動化目的の信託受益権の取扱い（Q3以外）	金銭の信託や共同委託方式による信託においても、Q3を準用した取扱いが妥当と思われる信託の種類が存在する。例えば、(1) 金銭の信託において、①信託勘定にて多額の貸付債権を購入し、受益権を優先劣後に分割して優先受益権を譲渡する場合や②信販会社等を通じて信託勘定から自動車ローンの貸付（いわゆる提携ローン）を行い、受益権を優先劣後に分割して優先受益権を譲渡する場合や(2) 金銭債権の流動化を行なうために複数の委託者が共同で信託を設定する場合で、その受益権が各委託者兼当初受益者から信託した財産に対応する経済的効果を実質的に反映している信託において、受益権を優先劣後に分割して優先受益権を譲渡する場合は、その実質をみて、Q3を準用した取扱いを行うというところでよいか。	よいと考えられる。
残存部分を保有する場合の会計処理について	Q3のA2(2)、A3(2)では、受益権が質的に異なるものに分割されている場合や受益者が多数となる場合における売却時の会計処理及び期末時の会計処理が記載されている。しかし、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第100項(2)ただし書きにおいては、委託者兼当初受益者とその保有する信託受益権の一部を売却処理した場合、その残存する信託財産構成物に対する会計処理が記載されており、Q3のAの記載内容としてこの部分が漏れているものと考えられるため、記載内容の見直しが必要である。	修正を検討する。
不動産信託受益権が質的に異なる受益権に分割されている場合の期末時の会計	不動産信託受益権が質的に分割された場合についての会計処理は、本公開草案において特段明示はされていないが、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の「Ⅲ設例による解説/設例3/3②（注）」では、劣後部分の減価償却費の計上が行われる旨の記述があり、優先劣後構造になった場合でも減価償却費の計上が必要になると思われる。しかし、優先部分又は劣後部分の減価償却費を計上するにあたり、単に全体の減価償却費を受益権の金額比率で按分して計上するのか、劣後部分のみ減価償却費を計上するのか等、減価償却費を如何に計上するのかが帰属させる	ここでは、基本的な会計処理を整理しており、ここで明らかにすべき問題ではないと考えられる。

審議事項（４）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
処理について	か不明なため、本案において明らかにすべきであると考ええる。	
Q5 事業の信託		
字句	Q5のAの3行目の「負債の引受け」は、「債務の引受け」ではないか。	修正を検討する。
総額法を採用した場合の投資差額の処理	Q5のA1(1)において、Q3のA3(1)に準じて処理（金銭以外の信託の受益者は、期末において、信託財産のうち持分割合に相当する部分を資産及び負債として計上し直接保有する場合と同様に会計処理）する旨が記載されている。受益者が多数とならない場合において、仮に他から受益権を譲り受けた受益者における投資額と、投資の対象となった信託財産の資産及び負債の純額に対する持分割合とに差額（いわゆる投資差額）が生じた場合には、どのような処理を行うのかを示していただきたい。	事業を部分的に取得することとなるため、のれん（又は負ののれん）になると考えられる。
Q7 自己信託		
自己信託の設定時	Q7のA1において「例えば」という表現が使用されているが、限定的な例示列举を前提としているのか、類似の会計事象の全てを対象にしているのか、「例えば」のニュアンスを加筆してはどうか。なお、限定列举か否かは、基準等を読む上で実務上重要な点と考えられる。	「例えば」とされているため、例示列举であり、限定列举ではない。
	自己信託については、信託設定後に売却することになると考えられるとした上で、売却を考慮した会計処理の例示を行っている。ただ、実際の例示を読むと例示の処理について「行うかどうかを検討する必要がある。」という表現に留まり、必須の処理とはなっていないと思われる。しかし、本実務対応報告で例示されている事項（①満期保有目的の債券に関する保有目的区分の変更と、②固定資産の減損時のグルーピング単位の見直し）は、それぞれ売却が前提の場合、必須の項目と思われ、実務上誤解を与えないように、婉曲な表現はさけて、実行可能性を高めてはどうか。なお、「売却を考慮した」は「売却を前提とした」としてはどうか。	表現の修正を検討する。
自己信託の信託財産に属する旨の注記	Q7のA2において、「自己信託の信託財産」についてのみ、追加情報の開示が求められており、それ以外の信託財産については、このような開示が求められていない。また、そもそも「自己信託の信託財産」について、追加開示を求める意図も読み取りづらいものとなっている。実務の混乱を避けるためにも、自己信託について、当該開示を求める趣旨を追加解説してはどうか。	開示を求めるニーズが見受けられることによる。
Q8 受託者の会計処理		
	（これまでの受託者の会計処理である）信託慣行会計は保守的現金主義を原則としており、次	受託者の会計処理は、今後も信託慣

審議事項（４）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>の通り企業会計の基準に馴染まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託会計の主な目的は、決算時点で分配可能な財産を明らかにすることであり、損益を期間配分する必然性が無い。 ・信託は契約による財産管理の制度であり、期間満了による終了が観念される点で、継続企業的前提を満たさない。 ・同様の理由で、資本取引と損益取引を峻別する必然性がない。 ・企業会計は経営者による将来の予測や見積りに依存するところ、このような主観性は財産管理を主とする信託の性質に反する。 <p>受益者の多寡により適用される会計基準が根本的に変わることは、処理の一貫性を著しく欠く。そのため、当局や協会等へ報告のために横断的に信託財産の残高を集計する際に大量の補正作業が必要となる。信託財産の状況が個別に公告されることが無い以上、債権者の存在や現在の受益者以外のものが受益者になる場合を特に考慮する必然性が乏しい。</p>	<p>行会計等により行うことが想定されるものの、会社と同様に、債権者の存在や現在の受益者以外のものが受益者になることが想定される場合には、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて行うことが適当と考えられる。</p>
（参考）開示例		
開示例について削除すべき	<p>開示例は削除すべきである。</p> <p>（削除すべきとする理由）</p> <p>信託においては、子会社又は関連会社にはあたらないと判断される流動化の取引が通常であると考えられることから、開示例を示すことにより、かえって流動化目的の信託の利用者等に誤解を生じさせることにもなりかねないと思料されるため、開示例は削除した方が良いものと考え</p> <p>流動化目的の信託の場合、信託財産の管理・処分の方法が信託行為に詳細に定められており、信託契約の変更（管理方法の変更、信託の終了、信託財産の目的外処分等を含む）を一部の当事者で行うことができないように設定されている。特に、オリジネーター（委託者兼当初受益者）が受益権譲渡によりオフバランスを行う際には、一般的にはオリジネーターが当該信託財産を支配していないように仕組むことから、このような信託がオリジネーターの子会社に該当することはないと考えられる。開示例として記載されている取引は、一般的に子会社にはあたらないと</p>	<p>削除する。</p>

審議事項（４）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>考えられる流動化の取引事例であることから、開示例としては適切ではなく、流動化目的の信託の利用者等に誤解を生じさせないためにも削除していただきたい。</p> <p>開示例を残す場合は、利用者等への誤解を生じさせないためにも、企業会計基準適用指針第15号の開示例の記載と同様に、当該取引を開示する理由につき、明記いただきたい。その理由として、受益権の購入者が全て緊密者であることとする場合、そのことが当初から想定されていると、リーガル上の真正売買の判定に悪影響があることから、真正売買が成立しないことになるか、又はオリジネーターが当該信託を支配していないことに関してより厳しい内容とするかで対応するはずであるが、それもしていない極めてレアケースでおよそ一般的ではないものをあえて例示として記載するというのであれば、その必要性和利用者等への誤解を与えるデメリットを慎重に検討のうえ、判断していただきたい。尚、その判断においては、通常の流動化取引における受益権譲渡につき受益権販売業者（証券会社や信託銀行等）がその取扱いを行い、オリジネーターは受益権の購入者が誰であるかを知りうる立場にないことにも留意していただきたい。</p> <p>「参考（開示例）」は、信託が企業会計基準適用指針第15号に基づく開示対象特別目的会社に当たる場合の開示例として記載されている。近時、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるという指摘に対して、当面の対応として、企業会計基準適用指針第15号を公表した経緯を踏まえたとき、ここに記載されている内容は、信託についてもそのような特別目的会社として利用可能であることを貴委員会が積極的に認めているとの誤解を与えることになり、新信託法が施行された後の実務においてさらに当該問題を拡大させるのではないかと危惧するものである。したがって、そのような混乱を招きかねない記載は削除すべきと考える。</p>	
開示例における前提条件の追加	<p>開示例文中、「当社は特別目的会社の議決権のある株式等を原則として有しておらず、（中略）役員や従業員の派遣もありません。」とあるが、この例示の場合は、そもそも子会社には該当しないように思われる。企業会計基準適用指針 15 号の開示例と同様に、緊密な者の存在を前提条件に追加することにより、子会社への要件充足を示してはどうか。</p>	(開示例を削除するため、N/A)